

地域密着型サービス事業者

公募要項

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

(看護小規模多機能型居宅介護)

(認知症対応型共同生活介護)

令和7年4月

藤 枝 市

1 公募の趣旨

藤枝市では、「第9次ふじえだ介護・福祉ぷらん21 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」(令和6～令和8年度)において、地域密着型サービスの設置計画を定めています。また、地域密着型サービスの質の確保等を目的として、「藤枝市指定地域密着型サービス事業者の公募指定の手続等に関する規則」及び「藤枝市指定地域密着型サービス事業者公募指定事務取扱要綱」並びに「藤枝市認知症対応型共同生活介護等の指定に関する要綱」を定め、事業所の整備を公募の実施により計画的に進めています。

2 日常生活圏域別の地域密着型サービス

日常生活圏域の基本的な考え方は、あくまでも高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくため、地域の助け合いや、地域の支え合いの観点から、より地域性の強い9地区となります。

ただし、「第9次ふじえだ介護・福祉ぷらん21 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」における地域密着型サービスの設置計画では公募する圏域を市内全域としています。

No.	圏域	大字名
1	瀬戸谷地区	瀬戸ノ谷、本郷、滝沢
	稲葉地区	宮原、寺島、助宗、堀之内、堀之内1丁目、谷稲葉
2	葉梨地区	西方、北方、中ノ合、下之郷、花倉、上藪田、中藪田、下藪田、高田、時ヶ谷、清里1～2丁目、南清里
3	広幡地区	水守、水守1～3丁目、八幡、鬼島、上当間、下当間、仮宿、潮、横内
4	西益津地区	稲川、稲川1丁目、益津下、郡、郡1丁目、緑町1～2丁目、立花1～3丁目、城南1～3丁目、大手1～2丁目、田中1～3丁目、平島
5	藤枝地区	原、音羽町1～6丁目、茶町1～4丁目、旭が丘、藤枝1～5丁目、鬼岩寺、益津、岡出山1～3丁目、若王子、若王子1～3丁目、本町1～4丁目、天王町1～3丁目、五十海、五十海1～4丁目、藤岡1～5丁目
6	青島地区	駅前1～3丁目、前島、前島1～3丁目、田沼1～5丁目、青木、青木1～3丁目、瀬古1～3丁目、志太、志太1～5丁目、駿河台1～5丁目、南駿河台1～6丁目、東町、小石川町1～4丁目、南新屋、水上、瀬戸新屋、新南新屋、緑の丘、青葉町1～5丁目、内瀬戸、上青島、下青島、久兵衛市右衛門請新田、青南町1～5丁目、末広1～4丁目、光洋台
7	高洲地区	築地、築地1丁目、高柳、高柳1～4丁目、高洲、高洲1丁目、兵太夫、高岡1～4丁目、泉町、大新島、与左衛門
8	大洲地区	大東町、大洲1～5丁目、善左衛門、善左衛門1～3丁目、弥左衛門、大西町1～3丁目、忠兵衛
9	岡部地区	岡部、内谷、三輪、子持坂、入野、村良、桂島、羽佐間、殿、野田沢、新舟、宮島、青羽根、玉取

3 藤枝市地域密着型サービス事業所の設置計画

第9期計画により公募を行う地域密着型サービス（令和6年度～令和8年度）

（令和7年4月1日時点）

実施年度		認知症対応型 共同生活介護 (ユニット数)		小規模多機能型 居宅介護		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		看護小規模多機能型 居宅介護	
		公募	整備	公募	整備	公募	整備	公募	整備
計画 第9期	R6	1(2)	—	—	—	1	—	1	—
	R7	2(4)	—	—	—	1	—	1	—
	R8	1(2)	2(4)	—	—	—	1	—	1

【参考】藤枝市の地域密着型サービス事業所の設置状況

圏 域 名		認知症対応型 共同生活介護 (ユニット数)		小規模多機能型 居宅介護		定期巡回・随時 対応型訪問介護看護		看護小規模 多機能型 居宅介護	
		既存	R7 整備	既存	R7 整備	既存	R7 整備	既存	R7 整備
1	瀬戸谷・ 稲葉	—	—	—	—	1	—	2	—
2	葉梨	1(2)	—	1	—				
3	広幡	1(1)	—	0	—				
4	西益津	2(4)	—	1	—				
5	藤枝	4(7)	—	3	—				
6	青島	4(7)	—	2	—				
7	高洲	2(4)	—	1	—				
8	大洲	—	—	—	—				
9	岡部	—	—	—	—				
合 計		14(25)	0(0)	8	—	1	—	2	—

4 募集対象事業・対象圏域

- (1)募集対象事業：①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所
②認知症対応型共同生活介護 1事業所(2ユニット)及び
看護小規模多機能型居宅介護 1事業所
③認知症対応型共同生活介護 1事業所(2ユニット)

※1 事業所の整備は、公募を行った年度の次年度において行います。令和7年度に公募を行い採択された事業者は、令和8年度中に事業所の開設を行うこととなります。

※2 公募を行ったが応募者がなかった地域密着型サービス、又は、応募者のいずれも採択しなかった地域密着型サービスがあった場合は、次年度においても当該地域密着型サービスの公募を実施します。

※3 ②は単独の応募ではなく、認知症対応型共同生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護、両者の応募が条件となります。

認知症対応型共同生活介護のみの応募を希望する場合は、③となります。

- (2)募集対象圏域：藤枝市全域

5 応募手続（提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。）

- (1) 公募への申込みを希望する事業者は、以下の書類を提出してください。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の場合

①指定地域密着型サービス事業者公募指定申請書(第1号様式)・・・1部

○認知症対応型共同生活介護の場合

①藤枝市認知症対応型共同生活介護等事前協議申出書(第1号様式)・・・1部

(添付書類) ※添付書類の書式はA4版で形式は任意とします。

(ア) 法人の概要

(イ) 法人登記簿謄本(応募提出日前3か月以内に発行されたもの・写し)

及び法人の定款または寄付行為(最新のもの・写し)

(ウ) 法人の貸借対照表及び損益計算書(直近のもの)

(エ) 運営規程

(オ) 利用契約書

(カ) 重要事項説明書

(キ) 資金計画書(開設当初の運転資金を含む)・・・3ヵ年分

- (ク) 開設予定地の周辺地図(近隣の民家、公園、小売店、公共施設など、日常生活において必要な施設の状況がわかるもの)
- (ケ) 開設予定地の見取り図(建物の配置が確認できるもの)
- (コ) 開設予定地等の確保状況(土地、建物の取得及び賃貸等の確保状況が確認できるもの。)
- (サ) 建物平面図
- (シ) 事業開始までのスケジュール

②事業計画書(第2号様式)・・・紙ベース1部及びWord形式のデータ(メールにて提出)

(2) 受付期間

令和7年4月4日(金)から令和7年6月30日(月)までの(土曜日・日曜日・祝日を除く)午前8時30分から午後4時まで

ただし、募集期間中に応募がなかった場合に限り、募集期間終了後、随時応募を受け付けます。

※申請の際は、事前に地域包括ケア推進課までご一報くださいますようお願いいたします。

(3) 提出場所

藤枝市役所西館1階 地域包括ケア推進課 地域支援係

メールアドレス: chiikicare@city.fujieda.lg.jp

電話番号:054-643-3225

(4) 費用負担

応募に要する経費は、応募事業者の負担となります。

6 選定方法

(1) 事業者の選定

事業者の選定は、藤枝市介護・福祉ぷらん21推進協議会において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護は「藤枝市指定地域密着型サービス事業者の公募指定の手続等に関する規則」及び「藤枝市指定地域密着型サービス事業者公募指定事務取扱要綱」に、認知症対応型共同生活介護にあつては「藤枝

市認知症対応型共同生活介護等の指定に関する要綱」に基づき審査し、事業者を選定します。

(2) 選定後の手続

選定された事業者には、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で市に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護は追加提出書類を、認知症対応型共同生活介護にあっては指定申請書類を提出していただきます。市が指定申請の最終的な審査及び現地調査を行った上で指定します。

7 結果通知

結果は応募した全ての事業者にも文書により通知し、藤枝市ホームページで公表します。

8 評価項目及び評価基準について

選定に当たってのサービス種類ごとの評価項目及び評価基準は、「藤枝市指定地域密着型サービス事業者公募指定事務取扱要綱」の別表「地域密着型サービス事業者公募指定審査基準表」及び「藤枝市認知症対応型共同生活介護等の指定に関する要綱」別表「審査基準表」のとおりです。

それぞれの評価項目ごと評価基準に基づき、応募者の事業計画等を評価します。

書類の提出にあたっての注意事項

1. 提出書類はフラットファイルを用いて、A4判左穴あけ綴りとしてください。フラットファイルの表紙、背表紙に、次のことを記載してください。
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の場合
「藤枝市地域密着型サービス公募指定申請書」(法人名)
 - ・認知症対応型共同生活介護の場合
「藤枝市認知症対応型共同生活介護等事前協議申出書」(法人名)
2. 通しのページ番号を付け、以下の事項に従ってください。
 - (1) A4判縦で統一し、原則左横書きとしてください。ただし、既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可としますが、大きさはA4判に統一してください。
 - (2) 原則両面印刷としてください。構成上、一部片面印刷は可とします。この場合、白紙面はページ数には含めないでください。
 - (3) 色は白黒で統一してください。カラーは不可とします。
3. 提出書類の項目ごとに、文字表記のインデックスを付けてください。
また、仕切り紙等は、ページ数に含めないでください。
4. 【第2号様式】事業計画書のそれぞれの項目の枠については、必要に応じて伸縮してください。なお、行間隔、文字数、余白等については、自由に変更して構いませんが、左上の【第2号様式】は、必ず記載してください。
5. 文字の大きさは、11ポイント・MS明朝を基準としてください。なお、表題や強調のためにフォント等を変更することは可とします。
6. 本公募と明らかに関連のない、法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は、必要ありません。
7. 「藤枝市指定地域密着型サービス事業者の公募指定の手続等に関する規則」及び「藤枝市指定地域密着型サービス事業者公募指定事務取扱要綱」又は「藤枝市認知症対応型共同生活介護等の指定に関する要綱」に基づき審査します。また、選定されない場合の補償はありません。
8. 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。